

—中小企業の事業主の皆さまへ—

「パワーハラスメント 防止措置」が 義務化されました

「改正労働施策総合推進法」に基づき、中小企業における職場のパワーハラスメント防止措置が、4月1日から義務化されています。事業主の皆さまが必ず講じなければならない具体的な措置の内容は右のとおりです。

- 職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること
- 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること
- 事実関係を迅速かつ正確に確認し、速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと
- 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨を労働者に周知することなど

●事業主・労働者向けパンフレットや社内研修用資料は厚生労働省のホームページからダウンロードできます。

職場におけるハラスメント防止のために

検索

令和4年度雇用保険料率のお知らせ

「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が3月30日に国会で成立しました。令和4年4月1日から令和5年3月31日までの雇用保険料率は次のとおりです。

- ・4月から、事業主負担の保険料率に変更になりました。
- ・10月から、労働者負担・事業主負担の保険料率に変更になります。
- ・年度の途中から保険料率が変わりますので、ご注意ください。

<令和4年度の雇用保険料率>

○令和4年4月1日～令和4年9月30日

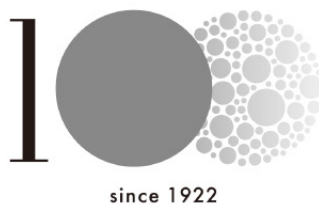
事業の種類	保険料率	事業主負担	労働者負担
一般の事業	9.5/1,000	6.5/1,000	3/1,000
農林水産・清酒製造の事業	11.5/1,000	7.5/1,000	4/1,000
建設の事業	12.5/1,000	8.5/1,000	4/1,000

○令和4年10月1日～令和5年3月31日

事業の種類	保険料率	事業主負担	労働者負担
一般の事業	13.5/1,000	8.5/1,000	5/1,000
農林水産・清酒製造の事業	15.5/1,000	9.5/1,000	6/1,000
建設の事業	16.5/1,000	10.5/1,000	6/1,000

詳しくは、厚生労働省のホームページでご確認いただくか、ハローワーク舞鶴 (Tel 75-8609) または京都労働局 (Tel 075-279-3220) にお問い合わせください。

地域とともに、未来を創る



日本商工会議所は、1922年（大正11年）、各地商工会議所の発意のもと、わが国経済全体の課題に対応するための常設機関として創立され、2022年に創立100周年を迎えました。

今後も、地域経済を支える全国515商工会議所とともに、122万会員企業の発展ひいては地域経済、日本経済の成長に向けた活動を展開してまいります。

※ロゴマークは、「100」をベースに、中央の円で日の丸を、右の円は地域で輝きを放つ中小企業を表現しています。地域の企業一社一社の団結が日本経済を支えることを表しています。